

たんの吸引等の制度について

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成 24 年 4 月 1 日より、一定の研修課程を修了した介護福祉士及び介護職員等においては、医師の指示、看護師等との連携の下でたんの吸引等の行為を実施することができるようになりました。

対象となる医療行為は

- ① 口腔内のたんの吸引
 - ② 鼻腔内のたんの吸引
 - ③ 気管カニューレ内の痰の吸引
 - ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - ⑤ 経鼻経管栄養
- です。

対象者及び必要とする行為により 3 種類の認定があります

- 第 1 号認定 不特定の方に対して①～⑤すべての行為を行える為の認定
- 第 2 号認定 不特定の方に対して①～⑤の任意の行為を行える為の認定
- 第 3 号認定 特定の方に対して①～⑤の行為のうち特定の行為のみ行える為の認定

不特定：複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合

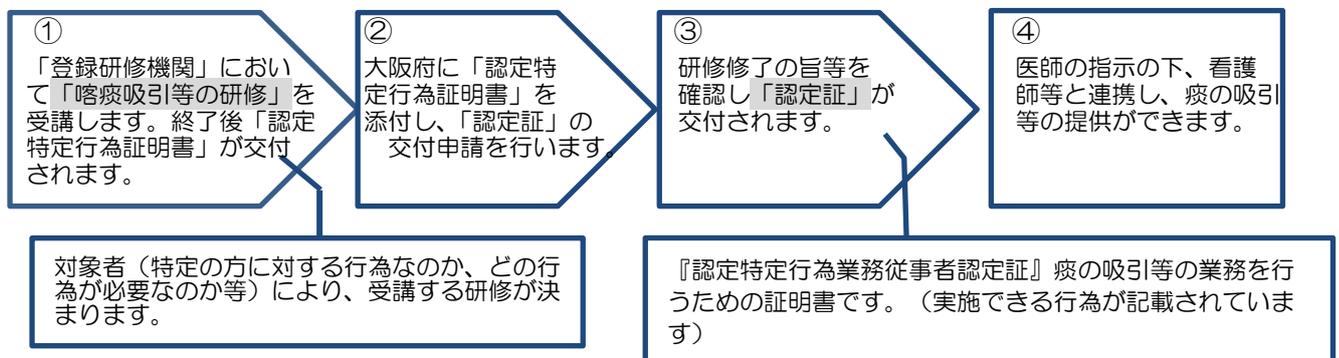
特 定：在宅の重度障がい者に対する喀痰吸引等のように、個別性の高い特定の対象者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合

※ 第 1～3 号の各認定を受けるためには、それぞれに必要な研修を受講し、その後大阪府（都道府県）へ認定証交付申請が必要です。

認定証の交付を受けていない介護職員等は喀痰吸引等の行為を行うことは出来ません。

認定書交付申請の流れ

現在、介護職員として事業所や施設に就業している場合



登録事業者とは

○痰の吸引等を業として行うためには、登録事業者となる必要があります。登録事業者となるには、事業所が登録条件を満たしている旨、大阪府に登録申請することが必要です。

登録研修機関とは

- 介護職員等が「第1号認定」～「第3号認定」認定を受けるために必要な「喀痰吸引等の研修」を行う研修機関です。
- 登録研修機関となるには、都道府県への登録申請が必要です。

よくあるお問い合わせ

- Q 登録研修機関以外で実地指導を受けたが、認定証の申請ができるか。
- A 登録研修機関以外で受ける実地研修は、喀痰吸引等の認定を受けるための研修ではありません。
したがって、登録研修機関で実地研修を受講してください。
※登録研修機関は大阪府以外の都道府県で登録されていても問題ありません。
- Q 第1号の認定証を所持している。今回、人工呼吸器を装着している利用者に対して喀痰吸引等の行為を行ってもよいか。
- A 第1号の認定証に「人工呼吸器装着有」の記載があれば問題ありません。 記載がなければ人工呼吸器装着者に対して行為は出来ません。 再度、人工呼吸器装着者に対する実地研修を受講の上、認定証の申請が必要です。

※申請書類、研修機関一覧、詳しい制度等の案内については、大阪府のホームページもご参照下さい。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/h23tantokuteikensyuu.html>)

○ご注意ください

以下の場合には登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対し、要件を満たさない実務者研修を実施し、修了証を交付した場合
→ 登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→ 介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）

連絡先 大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課指定・指導グループ
Tel 06-6944-6026
Fax 06-6944-6674

介護福祉士が事業所において、喀痰吸引業務を行うまでの流れ

※喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります

介護福祉士養成施設で「医療的ケア」の教育または「実務者研修」を修了している介護福祉士
※該当者については、裏面注1参照

実務者研修（医療的ケア）を修了していない介護福祉士

「実務者研修」を受講または登録研修機関にて基本研修（講義50時間＋演習）を受講

勤務先の事業所（施設）において、必要な行為についての
実地研修を受講

※事業所（施設）は、厚労省通知喀痰吸引等研修実施要綱（H24.3.30社援発0330第43号）別添2に定める審査方法に留意して、修得程度の審査等を行う。

※事業所（施設）は、大阪府へ「登録喀痰吸引等事業者」としての登録届出が必要。すでに「登録特定行為事業者」として登録がある事業者は、**業務方法書及び実地研修責任者の変更登録届が必要。**
（必要書類等については、大阪府のホームページにて確認）

登録研修機関において
実地研修を受講

事業所（施設）から、「実地研修修了証明書」を受領

登録研修機関から「研修
修了証明書」を受領

（財）社会福祉振興・試験センターに、実地研修を修了した
喀痰吸引等行為の登録申請を行う ⇒ 登録証に付記され
た喀痰吸引等の行為が可能

※注2

大阪府へ第1号研修または
第2号研修修了者として認
定書の交付申請を行う。

※事業所（施設）は「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録変更届出書」により
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

*「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の修了者管理簿
を作成し、修了証の交付状況を定期的に（少なくとも年1回以上）大阪府へ報告する。

※注1 実務者研修（医療的ケア）を修了している介護福祉士について

- ・平成30年1月に試験を受け3月に介護福祉士資格を取得した者以降は、実務者研修（医療的ケア）を修了しています。
- ・上記以前に介護福祉士資格を取得した者は、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない可能性があるため、必ず書面で修了を確認する必要があります。

※注2 登録研修機関で実地研修を修了した介護福祉士について

- ・登録研修機関で実地研修を修了した者は、認定特定行為業務従業者として認定を受け、喀痰吸引等行為を行うことも可能です。

○用語について

「登録喀痰吸引等事業者」

- …社会福祉士及び介護福祉士法第48条の三および同法施行規則第26条の二に規定。介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者。

「登録特定行為事業者」

- …同法附則第27条に規定。認定特定行為業務従事者が特定行為を行う事業者。

新たな手数料納付方法について

- ・第1号・第2号の研修修了者が従事する事業所を登録する場合や、不特定認定証の交付申請をする場合は手数料の納付が必要です。
- ・下記2種類からお選びいただけます。

●POSレジによる現金収納（主に来庁による申請方法）

- ①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入
※バーコードが汚損されると
読み取りができませんので、
ご注意ください。



- ②府庁等に設置された納付窓口へ
申請書を提出し、手数料のお支払い



申請書右上に手数料納付済みの
証明として印字致します。

- ③申請窓口へ印字済みの申請書・その他
必要書類を提出



●コンビニにおける収納（主に郵送による申請方法）

※一部選択いただけないコンビニもございます。コンビニ取扱手数料が別途必要です。

- ①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入
HP内の大阪府コンビニ納付サービ
スから申込みを行い、支払い用番号
を取得



▼お申込み時に発行される支払用番号

(例)
受付番号：123456
電話番号：0312345678

- ②コンビニ店内端末での
操作・発券



コンビニ設置の端末で
「受付番号」・「電話番号」を
入力し申込券を出力する

- ③レジでのお支払い

申込券をレジに提示
お支払いをする



受け取った「大阪府手数料
納付済証」は申請に必要と
なるため、なくさないよう
に注意してください。

- ④申請窓口へ申請書・
その他必要書類・
大阪府手数料納付済証
を郵送（来庁申請も可）



大阪府内障がい福祉サービス提供事業所の皆さまへ

高次脳機能障がい支援 コンサルテーションのご案内

作業の手順がなかなか覚えられなくて、本人も自信をなくしているようなんだけど、どう対応すれば……

カッとなると、周りの声が耳に入らなくなるみたい。他の利用者さんとの関係も心配なんだけど……

予定を忘れてしまうので、就職活動がうまくすすまない。本人は就労を希望しているのだけど、どうしたら良いかな……

突然怒ってしまったり、暴言が出てしまうことに悩んでいるけど、どうしたら良いかな……



大阪府障がい者自立相談支援センター高次脳機能障がい支援コーディネーター（ケースワーカー、心理職等）が事業所にお伺いし、支援者の皆さまの相談に応じます

高次脳機能障がい支援コンサルテーションとは

支援が難しいと感じている高次脳機能障がいの事例について、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方とともに行い、今後も事業所で支援をしていくためにどうすればいいのか、一緒に考えます。

対象

支援コンサルテーションを希望する大阪府内の障がい福祉サービス事業所（事例に関しては、援護の実施機関が大阪府内のケースが対象です）

申込方法

高次脳機能障がいの方の援護の実施市区町村障がい福祉担当課を通じてお申込みください。

※コンサルテーションを利用できるか迷った場合やご質問がある場合等は、お気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

大阪府高次脳機能障がい相談支援センター（大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課内）

TEL：06-6692-5262（平日 9:00～17:30）

HP：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html>

就労系サービス事業所の皆さま

働くうえで必要な自己理解を深める

「発達障がい者のための就労サポートカード」をご活用ください!!

発達障がい者のための就労サポートカードとは

発達障がい者のための就労サポートカードは、障がいのある方本人と支援者が、訓練や実習、職場で働いた経験を、面談などを通じて振り返りながら、働くうえでの強みや事業主に伝えるべき配慮事項などを整理するアセスメントツールです。主に、「得意・苦手を整理するシート」「セルフケアと配慮事項を整理するシート」の2種類で構成されています。

ココがポイント!!

このカードの特徴は、本人と支援者双方の考え（評価）を対比して書くようになっていているところです。実習経験や面談での振り返りを重ねつつ、本カードを使用することで、双方の考え（評価）の差異を埋めながら、働く上で必要な自己理解や、支援者と本人の共通理解が深められるようになっていきます。

①得意・苦手を整理するシート

なぜ使うの？

就労場面での強みや、配慮が必要なことについて、本人と支援者が一緒に考えるために使用します。本人と支援者の認識（評価）に差異があれば、それを埋めながら本当に必要な配慮事項や強みを整理・検証します。

いつ使うの？

本人側：訓練や実習等を積み重ね、自身の作業（就労）経験がある程度話せるようになった段階で使用します。

支援者側：**必ず、支援者としての基本的なアセスメントと、本人との関係性が、ある程度できた段階で使用してください。**

どうやって使うの？

面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら一緒に作成します。

得意・苦手を整理するシート

長く続けられた仕事、好きだった仕事、ほめられたことのある作業は？

①好きだった仕事・得意な作業・うまくいっていること

なぜその作業が得意？得意な作業に共通することはある？

【自己評価】①に共通する作業の特徴や環境
※記載項目例Aを参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

自分自身が感じていること
(自己評価)

【他者評価】働く上で強みとなる作業の特徴や環境
※記載項目例Aを参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

上記項目はあなたが働くうえでの強みです。強みが活かせる作業や職場環境であれば、より働きやすいと感じたり、より自身の力が発揮できるかもしれません。

上記の強みをより多く・より長く発揮できるようにするために、自分自身でがんばれることや、会社においていることがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、その効果を検証してみてください。

作成日:

名前:

すぐ辞めてしまった仕事、しんどいと感じる仕事、やっているとよく注意された作業は？

②しんどいと感じる仕事・苦手な作業・うまくいっていないこと

なぜその作業がしんどい？苦手な作業に共通することはある？

【自己評価】②に共通する作業の特徴や環境
※記載項目例Aを参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

支援者や会社の人が、感じていること
(他者評価)

【他者評価】配慮や工夫があればできる作業の特徴や環境
※記載項目例Aを参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

上記項目が②自分の頑張りや工夫のできること ⑦場面によってできること ⑨まわりの配慮(サポート)があればできること、それぞれにあってはまるのが考えみましょう。

②にあてはまるものがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、職場や実習先での実践を通して、その効果を検証してみてください。

続きは裏面へ

②セルフケアと配慮事項を整理するシート

なぜ使うの？

つまづきが予想されることや、うまくいっていないことへの対応策を考え、職場や実習先で実践し、その効果を検証するために使用します。

いつ使うの？

③④⑤は、特定の職場（実習先）が決まり、その環境や作業内容等が把握できた時点で使用します。⑥⑦は、その対応策を一定期間、職場（実習先）で実践したのちに使用します。

どうやって使うの？

面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら、一緒に作成します。

○○○○○○○○

自分になるために、セルフケアと配慮事項を整理するシート

作成日(③④⑤):

作成日(⑥⑦)

名前:

③苦手な(うまくいっていない・つまづきが予想される)場面

④自分でできること (セルフケア)

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

↑記載項目例Bを参照

実践できた？
実践してどんな変化があった？

⑥自分で行ったセルフケアの効果 (配慮の目的と効果)

4	
1	
4	
1	

職場や実習先での実践を通して考えた結果

「得意・苦手を整理するシート」②に共通する作業の特徴や環境の中で、⑦まわりの配慮やサポートがあればできること

⑤会社をお願いすること (事業主への配慮希望)

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

↑記載項目例Cを参照

実践できた？
実践してどんな変化があった？

⑦会社(まわり)に協力してもらったことの効果 (配慮の目的と効果)

	4
	1
	4
	1

自分自身が
感じていること
(自己評価)

支援者や会社
の人が、感じて
いること
(他者評価)

- 検討した⑤会社をお願いすること(事業主への配慮希望)を、会社へ伝えたい
- 検討した⑤会社をお願いすること(事業主への配慮希望)は、会社に伝えなくてもよい

※「会社へ伝えたい」にチェックした場合は、「合理的配慮のための対話シート」を使って伝えてみてください

ココもポイント!!

エクセル形式で作成していますので、各機関で作成している既存の様式と併用するために、一部を抜粋していただく等、必要に応じて、加工、修正していただくことが可能です。

併用できるその他の就労支援ツール

○「合理的配慮のための対話シート」(H29.4 大阪府商工労働部就業促進課が作成)

障がいのある方と事業主が、働く上での配慮事項について話し合うために使用するシート。発達障がい者のための就労サポートカードを使い、合理的配慮のための対話シートに記載する内容を整理することができます。

○「精神障がい者の就労サポートカード」(H28.5 大阪府福祉部自立支援課が作成)

職場定着に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール。精神障がいのある方が、症状の波に気づくためのサインを状態別に整理し、その状態に応じて、本人や職場、支援機関が対処することを示した「定着支援シート」など。

昨年度に引き続き今年度も、就労系福祉サービス事業所等を対象として、サポートカードの周知及び活用促進を図るべく研修を実施する予定です。**日程が決まり次第、市町村を通じたご連絡に加え、ホームページでも公表する予定**です。

詳しい内容や精神・発達障がい者の就労サポートカード、合理的配慮のための対話シートの様式のダウンロードは大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

精神障がい者の就労定着支援を目的とした 「就労サポートカード」をご活用ください!!

精神障がい者の就労サポートカードとは

精神障がいのある方が働き続けるために何をどのように支援すべきかを検討の上、適切に対応していくためのツールとして、平成28年5月に大阪府福祉部自立支援課が作成いたしました。

ここがポイント!!

- ・企業と就労支援機関、医療機関が連携し、精神障がいがある方の職場定着支援を行います。
- ・障がい特性や状態像、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することができます。

こんな場面でご活用いただけます

- 企業(雇用主)への「情報提供のツール」として
- 企業(雇用主)が困ったときに相談する「連絡先を明確にするツール」として
- ケア会議などで決まった「支援の方向性を可視化するツール」として

精神障がい者の就労サポートカードの作成・利用の流れ

実習開始

基本情報カードの作成

企業に就職

連絡先・定着支援カードの作成・利用

本人の状況を把握

睡眠不足や、集中力の低下などにより、業務に支障が出始めた際には対応が必要

企業から連絡する

企業は連絡先カードに記載されている支援機関の担当者に連絡し、ケア会議を開催

ケア会議を開催する

本人の状況を企業が聴き取りしながら支援機関と支援の方向性を決定

引き続き支援を実施

支援内容を本人・企業・支援機関で確認し、引き続き支援を継続

ここがポイント！

「基本情報」
「連絡先」
「定着支援」
の3枚のカードを
場面ごとで
活用していきます。

詳しい内容や、サポートカードの各様式のダウンロードについては大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

ご協力をお願い～活用事例の募集について～

現在、「就労サポートカード」の活用事例を募集しております。

今後の「就労サポートカード」の普及や改訂の参考とさせていただきますので、ご協力いただける場合は、大阪府自立支援課(06-6944-9177)までお申し出ください。

○大阪府ITステーションについて

大阪府 I Tステーションでは、「働くことを目指す障がい者」に、個性の適正に応じて、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者の I C Tを活用した就労支援相談を包括的に行うとともに、「障がい者雇用を考える企業」の双方を支援する「障がい者の雇用・就労支援拠点」として事業を展開しています。

○ITステーションの利用の流れ

①利用相談予約（電話またはメール） ⇒ ②就労支援相談、スキルチェック ⇒ ③利用説明
⇒ ④ I T講習等 ⇒ ⑤就労・定着支援

○受講者要件

①就労を希望されている方。

（どの講習を受講いただくかは、スキルチェック、利用相談、初回受講等で総合的に判断します。）

②大阪府在住者で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する満15歳以上の方。（精神保健福祉手帳をお持ちの方は「主治医の意見書」が必要です）

③上記①、②の要件を満たし、現在これから働こうと考えておられる方。

（就労継続支援A型事業所の利用者は就労とみなします。B型はみなしません）

※福祉サービス機関（就労移行支援事業所等）に登録されている方は、原則として支援員の方に同行いただいております。

○お問合せ(利用相談)

電話：06-6776-1222 Emeil：shien@itsapoot.jp

○所在地・開館時間

・大阪市天王寺区上汐4丁目4-1（夕陽丘高等職業技術専門校内1階の一部及び2階）

大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」3号出口南へ約600m ・谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」1番出口北へ約600m
近鉄大阪線「大阪上本町」駅南西約800m

・月曜から金曜の9時から17時30分（休館：土曜・日曜・祝日・年末年始）

大阪府
ITステーションに
行ってみよう!

大阪府ITステーションは、障がいのある方がICT(情報通信技術)を活用して働くことができるように、就労支援相談やIT技能習得のための講習・訓練を実施する、障がいのある方の就労支援の拠点です。

まずは…

なんでもお気軽に!
就労支援相談



就労をめざす障がいのある方へ、障がい特性に応じたIT講習・訓練、就職対策講習をご案内し、就労につながる包括的な支援を行います。障がいのある相談員による働き方アドバイスや、どのような仕事にどのような技能が必要かなど、一歩踏み出そうとしている皆さんの不安や悩みをここで解消します。

問い合わせ TEL:06-6776-1222 FAX:06-6776-1281
Eメール:shien@itsapoot.jp

心強い!!

職業人をめざして! **就職対策講習**

就職は、技能さえ身につけばいいというものではありません。企業で求められるコミュニケーション能力やビジネスマナー等のソーシャルスキルを身につけ、就職活動に臨むために、IT講習・訓練とあわせて、各種の就職対策講習を用意しました。

- SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)
- 就職ガイダンス
- メタ認知トレーニング
- 応募書類作成、模擬面接など
- パソコンを用いた認知機能トレーニング(JCORES)



さらに
安心を!

就職後もサポート!
就労・定着支援

大阪府ITステーションは、就労支援コーディネーターがあなたの就職活動をしっかりサポートします! さらに、希望される方には、定着支援として、就職後も関係機関と連携しながらサポートします。

応募書類の
作成や添削



模擬面接で
しっかり練習



大阪府ITステーションは就職サポートだけではなく! コミュニケーション支援も行います

できる!を
めざします!

在宅重度障がい者IT支援

あきらめていたこと、できなかったこと、できるように! 在宅の重度な障がいのある方へのICT(情報通信技術)利用や、コミュニケーションなどができるよう、さまざまなIT支援機器を活用した支援や相談も行っています。必要に応じてITサポーターがお宅へ伺います。

小説を書いたり
詩を書いたり…



音楽や動画を
楽しみたい!

- スイッチ入力
マウスのクリックが難しい方には、わずかな動きや声で反応するスイッチでパソコン操作を可能に。
- 視線入力
四肢麻痺など、体を動かすことができなくても視線でマウスやキーボードが操作できます。
- 音声入力
体を動かす事ができないが、会話が可能な方が、音声で文字入力やパソコン操作を。
- スクリーンキーボード
画面にキーボードを表示させ、マウスやスイッチで文字入力やパソコン操作を。

問い合わせ TEL:06-6776-1238

IT技能を
身につけよう!

初心者でも大丈夫です!
就労支援IT講習・訓練 (受講料無料)

大阪府ITステーションでは、パソコンのスキルレベルに応じた講習・訓練を、障がい種別ごとに開催しています。パソコンのこと何も知らない! という方、働くためにもう少し、技能を向上させたい方、在宅での訓練を希望される方、さまざまな方が受講されています。受講を希望される方は、就労相談(事前予約)をお受けください。

スタート講習(個人指導)

パソコンの基礎知識と
基本操作を習得



基本講習・実践講習

仕事に必要な入力操作や
ビジネスソフトを習得



パソコン検定対策講習

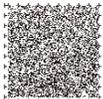
ワープロ検定や情報処理技能検定などの
検定試験をサポートします。

在宅就労支援訓練

eラーニング方式で
在宅での訓練を支援

- 聴覚障がいのある方の講習は、手話のできる講師がサポートします。
- 視覚障がいのある方の講習は、読み上げソフトを使用しています。

障がいがあっても、まなぶこと、つながること、はたらくことにチャレンジ!



「障がい者就労支援ガイドブック」を作成しました！！



©2014 大阪府もずやん

障がいのある人が一般企業へ就職すること・安心して働き続けることを叶えるために、支援者としての心構えや、就労支援に役立つノウハウを盛り込んだガイドブックを作成しました。

📖 初任者におすすめ！

読みやすい！

すぐ使える！



就労移行支援事業所・
就労定着支援事業所向け

就労継続支援事業所
(A型・B型)向け



対象者

障がい者の就労支援に携わる方

- ・ 就労移行支援事業所の支援者
- ・ 就労定着支援事業所の支援者
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)の支援者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの支援者
- ・ 指定特定相談支援事業所の支援者
- ・ 支援学校の進路指導の担当者
- ・ 市町村障がい福祉関係課の担当者

など

ガイドブックのダウンロード

ダウンロードはこちらから：[大阪府ホームページ「障がい者就労支援ガイドブック」](#)

大阪府 障がい者就労支援ガイドブック

🔍 検索

スマホ・タブレットからも
ご覧いただけます。



ガイドブックの内容(目次)は
次ページ(裏面) ➡

©2014 大阪府もずやん



問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ

TEL:06-6944-9178 FAX:06-6942-7215 メール: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

就労移行支援事業所・就労定着支援事業所向け

- 序章 就労支援員としての心構え
- 第1章 就労までの流れ
 - ① 入所
 - ② 個別支援計画の作成(入所から就労前実習まで)
 - ③ 面談のポイント(就労支援で使えるテクニック)
 - ④ 所内訓練
 - ⑤ 体験実習
 - ⑥ 教えて社長！！～企業の視点から～
 - ⑦ 求職活動
 - ⑧ 就労前実習
 - ⑨ 就労・定着
- 第2章 地域連携
- 第3章 就労支援の「Q&A」
 - ・ 利用者のモチベーションを上げるには？
 - ・ 早期就職を希望する方への対応は？
 - ・ ビジスマナーは不十分だが「仕事ならできる」と言う方への対応は？
 - ・ やりたい仕事がコロコロ変わってしまう方への対応は？
 - ・ 要求、要望が多い方への対応は？
 - ・ ハローワークはどう活用すれば良い？
 - ・ 障がい者枠と一般枠って何が違うの？
 - ・ 地域の支援機関とのつながりを作る良い方法は？
 - ・ 障がいの理解や受け止め方、良い伝え方は？ 他
- 第4章 大阪府の取り組み
- 第5章 参考資料集

就労継続支援事業所(A型・B型)向け

- 第1章 就労継続支援事業所として
- 第2章 支援者としての心得
- 第3章 日中活動から
- 第4章 地域連携
- 第5章 当事者・家族にとっての「就労」
- Q&A
 - ・ 日中活動で精一杯です。就職活動はどうすればいいですか？
 - ・ 支援者に就労支援の経験がありません。どのように支援を進めていけばいいですか？
 - ・ 一般就労につながれば利用者が減ります。運営はどうしたらいいですか？ 他
- 事例集
 - ・ 日中活動を通じて再就職をサポートした事例
 - ・ 就労継続支援事業所を利用中の一般就労へのモチベーション維持
 - ・ 社会復帰イメージを一緒に描いた個別支援
 - ・ 企業の立場に立ったアセスメントの必要性を学んだ事例
 - ・ これで良かったのか？という気持ちが残る事例 他
- 大阪府の取り組み
- 障害者総合支援法等の改正について(情報提供)
- 参考資料

大阪府工賃向上計画支援事業

働く障がい者を支援されるみなさんをサポートする大阪府の取り組みを紹介します。
ホームページやメールマガジンでも情報発信をしていますのでぜひご覧ください。

大阪府工賃向上計画支援 ホームページ
<https://l-challe.com/kouchin/>



取り組みのご紹介

1. 計画づくりや計画を効果的にすすめるための 相談窓口を設けています

大阪府工賃向上計画支援事業では、工賃向上に向けた福祉施設の取り組みを支援するため、電話での常設相談窓口を開設しています。工賃向上をすすめるにあたっての様々な課題やお悩み事についてお聞きしています。また、必要に応じて経営コンサルタントや技術支援者等の専門家の派遣も行っております。事業についてのお尋ねも常設相談窓口にお問合せください。

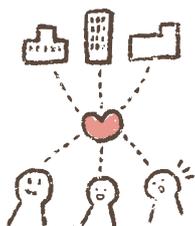


☎ 06-6949-3551

お気軽にお電話ください

2. 共同受注窓口 の運営

受発注コーディネーターを配置して、企業や官公庁からご依頼いただいたお仕事を府内の福祉施設とつないでいます。請負作業や製品の出店販売などさまざまなお仕事について取り扱っています。また、府内にある他の共同受注窓口との連携を進めるため、市町村共同受注ネットワーク会議を開催しています。まだご参加でない共同受注窓口の方はぜひご参加ください。



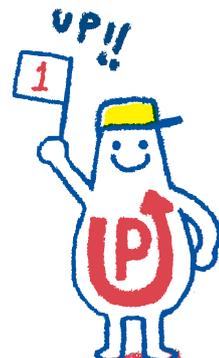
3. 農業と福祉を結ぶ 農福連携事業

人手を必要とする農家と新たな職域開拓を考える福祉施設とを結び付けるために「農業インターンシップ」に取り組んでいます。施設外の作業は取り組むのに大変なことも多いですが、まずは体験からはじめる形で参加してみませんか。お問い合わせ、お申し込みはエル・チャレンジまで。



農福連携（ハートフルアグリ）とは

農繁期に人手がほしいという農業者と仕事がほしいという福祉事業所が農作業の請負契約を結び、障がい者が農作業に従事する取り組みをすすめています。



4. こさえたんを 広げよう

大阪府では、障がい福祉施設でつくられた製品を「こさえたん」という愛称で呼んでいます。多くの人にこさえたんを通じて働く障がい者の状況や福祉施設の取り組みを伝え、製品の購入や応援をしていただけるよう呼びかけています。



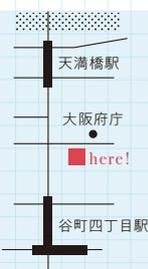
福祉のコンビニこさえたん



大阪府庁別館1階に「福祉のコンビニこさえたん」があります。平成29年4月にオープンして以来、ランチタイムのパンやお弁当の販売、その他焼き菓子や雑貨などの委託品販売でこれまでたくさんの人にご来店いただき製品をご購入いただいています。売り上げも年々伸びて、福祉のコンビニこさえたんは事業における製品販売の拠点として活動しています。なお、福祉のコンビニこさえたんに出品するには事前の申し込み・審査が必要となります。出品の申込情報は、以下の大阪府ホームページで確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/kosaetann.html>

WEBショップもやっています ⇒
<https://cosaetan.raku-uru.jp/>



福祉のコンビニ こさえたん

営業日時 / 月～金 11:00～17:00
休業日 / 土日祝日
〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前 3-2-12
大阪府庁別館 1階



こさえたんロゴマークを 活用しよう

福祉施設や製品の販売店等が製品の販売促進などにこさえたんロゴマークを使用する場合にはあらかじめ大阪府に対して申請をして認証を受けることが必要です。ロゴマークの認証は福祉のコンビニに出品する際の要件にもなっています。こさえたんロゴマークの申請につきましては大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課までお尋ねください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/rogomaku.html>



こさえたんサポーター 募集中!



こさえたんサポーターは、こさえたんを購入したり、他の人におすすめしたりするこさえたんの応援団となる人です。大阪府ではこさえたんサポーターに登録する人を増やすことでたくさんの人にこさえたんの魅力を知っていただきたいと考えています。あなたもぜひこさえたんサポーターに。周りの人にもおすすめください。

サポーター登録はコチラから→



Facebook



@cosaetan

instagram



@cosaetan

twitter



@kouchin_osaka

こさえたんの
SNS各種

お問い合わせ

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構
〒540-0006 大阪市中央区法円坂一丁目1番35号
TEL: 06-6949-3551 FAX: 06-6920-3522
mail: kouchin@l-challenge.com
URL: <http://www.l-challe.com/kouchin>

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ
〒540-0008 大阪市中央区大手前3-2-12 大阪府庁別館1階
TEL: 06-6944-2095 FAX: 06-6942-7215



働きたい 精神障がいのある方を 応援しませんか!?



「精神障がい者社会生活適応訓練事業」

「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（協力事業所）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。

協力事業所を募集しています!!

精神障がいのある方の訓練の受入れに理解のある事業所からの申込みをお待ちしています。

協力事業所の声

- 精神障がいのある方を雇用するにあたり必要な配慮や対処法などの理解がより深まりました!
- 訓練生の成長が見られて嬉しいです!
- 訓練生の受入れを通して、支援機関との連携（情報共有や不調時の対応等）が重要であると理解できました!



協力事業所への委託料

訓練生を受入れていただく際、大阪府と訓練に関する委託契約を結びます。

1日1人につき訓練時間が4時間未満→1,000円 / 1日1人につき訓練時間が4時間以上→2,000円

詳しくは大阪府HPをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>



大阪府 社適



事務局連絡先(問合せ先)

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ

電話 ☎: 06-6944-9177

FAX ☎: 06-6942-7215

メール ✉: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp



毎日ちゃんと起きて行けるかな...



職場の人たちと
うまくやっていけるかな...

社会参加の第一歩

企業で就労訓練

「精神障がい者社会生活適応訓練事業」



しんどくなった時は
どうしたらいいんだろう...



仕事で失敗したら
どうしよう...

社適を活用して 不安を解消 しませんか!?

「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（協力事業所）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。

訓練を受けることができる方

下記すべてを満たしている方が対象です

- 大阪府内(大阪市、堺市除く)にお住まいの方
- 精神科医療機関に通院中の方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている、または自立支援医療が適応されている方



社適の訓練システム



- ・訓練費用はかかりません。ただし、訓練に通うための交通費や昼食などは自己負担です。
- ・全ての訓練生に対し、大阪府で傷害保険・損害賠償保険に加入しています。

訓練の流れ 2つのコース

訓練期間は、下記コースいずれも、**原則6か月間**(※)です。訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査があります。両方のコースで訓練を行うと、最長2年間の訓練が可能です。 ※社会参加コースは、3か月間の訓練も可能です。

病院やデイケアなどに通いつつ、
社会に出る一歩を踏み出したい!

就労継続支援事業所などに
通いつつ、就職をめざしたい!

社会参加コース 最長1年
週1日、1日3時間から訓練可能

「訓練を受けることができる方」全てを対象としたコースで、就労準備のためだけでなく、本人の生きがいや経験の幅を広げる機会とすることができます。

就労準備コース 最長1年
週3日、1日4時間から訓練可能

1週間以上の職場実習の経験がある方や、3か月以上障害福祉サービス事業所などへ通っている方が対象で、就労準備性を高めることができます。

訓練内容の例



大阪府が訓練生の受入れに向けて協力事業所との橋渡しをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

- ・協力事業所への連絡・問い合わせはご遠慮願います。
- ・協力事業所によっては、訓練生の受入れができない時期もあります。

訓練開始までの流れ-お申込み方法-(①~⑨の順で進みます。)

	訓練開始前々月の 10日まで	訓練開始前月の 第2金曜日まで	訓練開始前月の 20日頃
訓練希望者	① 支援機関に訓練の希望を伝える	⑤ 協力事業所の見学	
支援機関	② 訓練希望者と訓練意向の確認 ③ 大阪府に連絡	⑥ 必要書類を取りまとめ 大阪府へ提出(※1)	⑧ 推進委員会(※3)に参加 (オンライン)
協力事業所	(訓練先の企業が協力事業所に登録されていない場合は、協力事業所への登録を並行して行います。)	⑤ 見学の受入れ(※2)	
大阪府		④ 支援機関・訓練先企業間の訓練生受入れに向けた調整 ⑦ 提出書類の内容について支援機関へヒアリング	⑨ 推進委員会(※3)に意見を聞き、訓練開始の適否の決定

※1 郵送だけでなく、電子メールでの提出が可能です。

※2 協力事業所の登録後、初めて訓練生を受入れる場合は大阪府が現地確認に伺います。

※3 大阪府が訓練開始の適否等に関する意見を聞くために設置しています。精神科医等で構成され、訓練の進め方、支援のポイント、注意すべきこと等のアドバイスも行います。

社適を利用するメリット

訓練生にとっては…

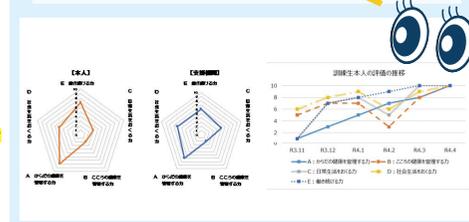
- ・自身の状態に合わせた訓練が可能(週1日、3時間から)です!
- ・長期的かつ実践的な訓練により、働くための力を身につけることができます!

支援機関にとっては…

- ・長期的かつ実践的な訓練により、訓練生の成長の過程を観ることが出来ます!
- ・推進委員会から支援のアドバイスが受けられます!

社適では、チェックシートを活用し
訓練効果を高めます。

訓練生・支援機関・協力事業所は、「チェックシート」を毎月作成します。



チェックシートの活用により得られる効果

訓練生にとっては…

目標をより強く意識することができ、また、訓練の成果を可視化することで、自身の成長を実感することができます。

支援機関にとっては…

訓練生と支援者の評価を可視化し、共有することで、課題の整理や今後の支援に役立てることができます。

協力事業所にとっては…

訓練生の目標や評価、今後身につけたい力を把握することで、どのように貢献できるか(できているか)を明確にすることができます。

気になった方は裏面の問合せ先までお気軽にご連絡ください!

OSAKAしごとフィールド お問い合わせ

総合受付・各種サービスのご予約

OSAKAしごとフィールドのご案内、各種サービスのご予約などを承ります。
求職者の方は困ったら、まずはこちらへ。
※FAXでお問い合わせの場合は、問い合わせ内容、氏名、連絡先、登録番号(ご登録済みの方)をご明記ください。

☎ 06-4794-9198
☎ 06-6232-8581
✉ oshigoto@shigotofield.jp

営業時間 【平日】9:30~20:00 【土曜】9:30~16:00
(休) 日・祝・年末年始

相談時間 【平日】10:00~20:00 (19:00 受付終了)
※「子育て・しごと応援ルーム『ふあみタス』」
10:00~17:30 (16:30 受付終了)
(休) 土・日・祝・年末年始

f facebook osakashigotofield
t twitter @OSF_JOBhunt

OSAKAしごとフィールド 
<https://shigotofield.jp>



〒540-0031
大阪府大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3F

 京阪・OsakaMetro 谷町線「天満橋駅」より西へ300m
京阪・OsakaMetro 堺筋線「北浜駅」より東へ500m

その他 求職者向け相談窓口等のご案内

2F 大阪東ハローワークコーナー

求人情報の提供・職業相談・職業紹介をおこなっています。
☎ 06-7669-9571
【平日】10:00~18:30 (休) 土・日・祝・年末年始

2F 大阪府地域若者サポートステーション

働くことについて悩んでいる15歳~49歳までのみなさまをサポートしています。相談は事前に電話予約が必要です。
☎ 06-4794-9200 <https://osapo.jp>
【平日】9:30~17:00 (休) 日・祝・年末年始
相談時間は平日10:00~16:00、土曜10:00~15:00
夜間相談は水曜17:00~19:00、木曜17:00~19:00(月1回)

オンラインコンテンツ「リビングルーム」のご案内

過去に実施した一部のセミナーのアーカイブ動画や、応募書類作成のポイントなど、就活中の方に役立つ情報を配信しています。OSAKAしごとフィールドのメンバー登録をした方であれば、無料でさまざまなコンテンツをご覧いただけます。



特設ページ QRコード▶



就活に役立つ動画や記事を配信中!

- 選考突破のためのスキルアップ! 面接突破セミナー
- 「テンプレ履歴書」を「心動く履歴書」へ悩める履歴書、添削します
- 自分にあった自己分析を知ろう! 自己分析講座 など



※OSAKAしごとフィールドは、大阪府 就業促進課と、OSAKAしごとフィールド運営共同企業体(一般財団法人大阪労働協会、NPO法人HELLOlife、公益財団法人大阪産業局)が運営しています。

OSAKAしごとフィールド



OSAKAしごとフィールド スタッフ

就活の進め方をアドバイス
キャリアカウンセリング

就活スキルアップから企業との出会いまで
セミナー・企業交流会・職場体験

本番さながらのシミュレーションも!
書類添削・模擬面接

応募書類の作成、就活の調べ物に
パソコン・作業スペース

求人検索、職業相談・紹介なら
大阪東ハローワークコーナー

子育てしながら働きたい方を応援!
保活相談・一時保育サービス

活かせる才能は?
どんな仕事に向いてる?

就活検定
by OSAKAしごとフィールド



- 就活前にレベルチェック! / 受験はコチラから
- 自分の特性がわかる!
 - 自分の学力がわかる!
 - 40問の設問に答えるだけ!
 - 毎月変わる設問に答えてレベルアップ!



<https://3kobuta.com/shu-ken/>



企業と人が出会う場所、OSAKAしごとフィールド

OSAKAしごとフィールドは、年齢・状況を問わず「働きたい」と思っているすべての方にご利用いただける総合就業支援拠点です。みなさま一人ひとりに合わせた就職活動の進め方をアドバイスし、就職決定や働くために必要な力を身につける機会、あなたに合った企業との出会いをサポートします。

まずは登録！

Webサイト、またはご来館時にご登録ください。

登録方法

ご利用にはメンバー登録が必要です。事前にWebサイトからご登録いただくか、来館時にお願ひいたします。



STEP 1

自分自身を整理し、就活の進め方を決定。

キャリアカウンセリングや、自己分析等のセミナーで、自分に合った就活の進め方を決定！



STEP 2

応募企業を探そう！

さまざまな業界の特徴がわかるセミナー、ハローワークコーナーでの求人紹介やキャリアカウンセリングなどの就職相談を活用して、企業を探しましょう。あなたに合う仕事はもっとあるかもしれません。



STEP 4

応募や選考に向けて準備。

気になる企業が見つかったら応募書類を作成。カウンセラーによる応募に関するアドバイスや書類添削を受けられます。書類選考が通ったら、模擬面接でシミュレーションもできます！カウンセラーが、応募先に合わせて指導します。

STEP 3

企業と出会う！

求人票だけでは、実際どんな人が働いているのか、どんな雰囲気なのかがなかなか分かりませんよね。ここでは、企業担当者と直接コミュニケーションできる交流会や説明会のほか、実際の職場の様子を知ることができる職場体験も開催しています。あなたに合った企業と出会ってくださいね！

STEP 5

就職後もバックアップ！

おめでとうございます！でも内定はゴールではなく、大切なのは、あなたがいきいきと働き続けていくこと。就職決定後でも、ご希望に応じて相談をお受けします。

大阪府外在住の方へ

大阪府外在住で大阪での就職をお考えの方へのサポートもおこなっています。施設内は無料のWi-Fiや電源を完備しており、パソコン(印刷可)や作業スペースなどもご利用いただけます。大阪府内での就職活動拠点にご活用ください。

スタッフ一同応援します！



ひとりで進めない就活。まずはお電話ください。

何が正解なのかわからないのが就職活動。だからこそ、ぜひわたしたちの力を借りてください。さまざまな経験を積んだスタッフが揃っています！



お子様連れでもご利用いただけます！

お子様同伴OKのカウンセリングやセミナーを実施していますので、ぜひ一緒にお越しください。仕事と子育ての両立や働き方、保活等に悩むパパ・ママを全力でサポートします。



障がいのある方もご安心を！

専門知識を持ったカウンセラーが在籍しています。また、職業訓練施設や障がい福祉サービス事業所等とも必要に応じて連携しながらサポートしています。



あなたに合う仕事、探しましょう！

これまでの経験やご希望をお伺いし、あなたに合った仕事探しのお手伝いをしています。OSAKAしごとフィールドで、わたしたちと一緒に新たな一歩を踏み出しましょう。

求職者向けメニュー

「相談や就活対策をしたい」

キャリアカウンセリング・面接対策・書類添削働くことに関するさまざまな悩みについて、国家資格を持つキャリアカウンセラーと一緒に考え、解決できるようお手伝いします。Webでの相談も可能です。また、模擬面接や応募書類の添削も行います。

※カウンセラーによる「ワンポイントアドバイス」(20分間・当日予約・先着順)もご用意しています。

こんな方におすすめ！	<ul style="list-style-type: none"> ● 就活や仕事に就く上での不安や悩みを相談したい ● 志望動機をうまく説明できない ● 自分に向いている仕事が見つからない
------------	---

「セミナーに参加したい」

自己分析・スキルアップ

就活に役立つさまざまなセミナーやイベントを実施しています。

こんなセミナーがあります！	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己分析や業界研究など、自分に合う仕事の発見につながるセミナー ● 応募書類作成や面接のコツなど、就活に必要なスキルが身に付くセミナー ● PCスキルなど、就活や仕事に必要なスキルが学べるセミナー
---------------	--

「作業スペースを利用したい」

就活書類の作成・印刷・調べもの

無料Wi-Fi、パソコン、モバイル用コンセントをご用意しています。就職活動に必要な書類の作成や調べ物等にご活用ください。また、ブックコーナーでは、仕事に関する書籍を取り揃えています。

「企業と出たい」

しごと体験・合説・企業面接会・企業情報検索

「たくさんの企業と出たい！」「仕事内容をじっくり知りたいたい！」という方へ、企業と出会うさまざまなメニューをご用意しています。

こんなイベントがあります！	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の企業担当者と話ができる交流会 ● 自分に合う仕事をじっくり見極められるしごと体験 ● オンライン上で企業に出会える企業情報掲載サイト
---------------	---

「ハローワークを利用したい」

求人情報提供・職業相談・紹介

OSAKAしごとフィールド内には、ハローワーク大阪東が運営する「大阪東ハローワークコーナー」を設置しています。全国のハローワークで受け付けた求人の中から、正社員やパートなどご希望に合ったものを効率よく探せます。求人の紹介をはじめ、求人情報に関するご質問、仕事を選ぶにあたってのご相談などにご利用ください。

「保活について相談したい」

保育所探し・一時保育サービス

「子育て・しごと応援ルーム『ふあみタス』」において、保育士資格を持つカウンセラーが「子育てと仕事の両立ってどうしたらうまくいくのかな？」「仕事を始めるために、子育てや家事の役割分担について話し合いたいな…」といった悩みをお持ちの方のご相談に応じています。また、お子様連れでご参加いただけるセミナーも毎月開催しています。同じ建物内の連携保育所「保育ルーム キッズもみの木」では、面接時等にご利用いただける一時保育サービスもご用意しています。(無料。対象:6か月～2歳) ※「働くママ応援コーナー」より名称変更

就活検定 (適性能力診断)

診断結果は12,228通り！OSAKAしごとフィールドオリジナルのWebテストで、特性と能力、向いている職種や業種等を診断します。企業選びの基準のひとつにしたり、応募資料作成や面接での表現に活用してくださいね。

就活検定の流れ

- ①お名前等の入力(5分程度)
- ②特性の判定(制限時間10分/1度のみ受検可能。回答結果は保存されます。)
- ③学力の判定(制限時間20分/月に1回受検可能。問題は毎月更新されます。)

2回目以降の方は「①お名前等の入力」「②特性の判定」は不要です。個人Noと生年月日をご入力いただき、「③学力の判定」のみ受けてください。

特設ページ QRコード▶



DX人材ラボ (にであうトレーニング受講体験)

就職に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)に関するスキルアップトレーニングが体験できます。トレーニングの内容やDXスキルを活かした就職に関するご相談にも応じています。

【平日】9:30～18:00(予約不要)

※イヤホンをご持参ください。

詳細ページ QRコード▶



※OSAKAしごとフィールドでは、ジョブカフェ(若年者のためのワンストップサービスセンター)のサービスも提供しています。

※本資料につきましては、施設で従事する配置医師の先生方や、診療報酬請求事務ご担当者さまにもご覧いただきますよう、ご配慮方よろしく申し上げます。



大阪府広報担当副知事もずやん

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

- I 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求
- II 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

令和5年6月

大阪府 健康医療部 健康推進室

国民健康保険課 医療指導グループ

【お問合せ先】

TEL06-6941-0351（内線 2474、2477）

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

I. 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師等が診療を行い、以下に該当する場合は、自立支援給付、措置費等の他の給付において評価されているため、記載する診療報酬は算定できません。返還となるケースが多いことから、ご注意ください。

1. 以下の(1)～(5)のいずれかに該当する医師（以下、「配置医師」という。）が、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った医療の一部

- (1)病院又は診療所と以下の種別の施設が合築又は併設されている場合の、当該病院又は診療所の医師
①指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。）、②盲導犬訓練施設、③救護施設、④乳児院、⑤児童心理治療施設
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第4条第1項第1号の規定に基づき指定障害者支援施設に配置されている医師
- (3) 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師
- (4) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設(定員111名以上)に配置されている医師
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第1項又は第73条第1項の規定に基づき、乳児院(定員100名以上の場合)又は児童心理治療施設に配置されている医師

指定障害者支援施設等の「配置医師」が行う診療の一部

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師（併設医療機関の医師も含む）が行った診療については、自立支援医療、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、以下の診療報酬は算定できません。

- | | | |
|-----------|------|--------|
| ・初診料 | ・再診料 | ・外来診療料 |
| ・小児科外来診療料 | ・往診料 | |

2. 施設種別ごとの算定できない診療報酬

① 指定障害者支援施設等、全ての施設の配置医師が算定できない診療報酬

指定障害者支援施設や特別養護老人ホーム等に入所している患者に対する一部の診療については、他給付で評価されていることから、以下の診療報酬は算定できません。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・特定疾患療養管理料 | ・認知症地域包括診療料 |
| ・小児かかりつけ診療料 | ・生活習慣病管理料 |
| ・退院前訪問指導料 | ・在宅自己注射指導管理料 |
| ・在宅小児低血糖症患者指導管理料 | ・在宅酸素療法指導管理料 |
| ・在宅経腸投薬指導管理料 | ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 |
| ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | ・在宅中耳加圧療法指導管理料 他 26項目 |

② 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児科療養指導料

③ 乳児院（定員100名以上）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児特定疾患カウンセリング料

④ 児童心理治療施設の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・通院・在宅精神療法
- ・心身医学療法
- ・精神科作業療法
- ・精神科デイ・ケア
- ・精神科デイ・ナイト・ケア
- ・救急患者精神科継続支援料
- ・通院集団精神療法
- ・精神科ショート・ケア
- ・精神科ナイト・ケア
- ・小児特定疾患カウンセリング料

3. 以下の(1)～(5)のいずれかの施設に入所している患者については、配置医師（併設医療機関の医師も含む）であるか否かに関わらず、次に掲げる診療報酬の算定の対象としない。

- (1) 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）
- (2) 療養介護事業所
- (3) 救護施設(定員 111 名以上)
- (4) 乳児院(定員 100 名以上)
- (5) 児童心理治療施設

上記(1)～(5)の施設に入所している患者について、算定できない診療報酬

- ・在宅療養指導料
 - ・診療情報提供料（Ⅰ）（注2、注4及び注16に該当する場合に限る。）
 - ・在宅患者訪問診療料 Ⅰ・Ⅱ
 - ・在宅患者共同診療料2及び3
 - ・在宅時医学総合管理料
 - ・施設入居時等医学総合管理料
 - ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料
 - ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
 - ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
 - ・訪問看護指示料
 - ・介護職員喀痰吸引等指示料
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 他 19項目

4. 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）における例外として、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の1により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、上記1（初再診料等）及び3（在宅療養指導料等）による取扱いの対象としない。

ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

配置医師を設置しない取扱いとしている指定障害者支援施設でも算定できない診療報酬

- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ・訪問看護基本療養費
- ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算及び専門管理加算を含む。）
- ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護基本療養費

5. 指定障害者支援施設のうち、障害者総合支援法施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行う施設では、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

自立訓練（機能訓練）を行う施設で算定できない診療報酬

- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ・訪問看護基本療養費
- ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算及び専門管理加算を含む。）
- ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護基本療養費

II. 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

指定障害者支援施設や、特別養護老人ホーム等に入所している患者に対する診療で、保険医が配置医師でない場合、算定できるケースと算定できないケースがありますので、ご注意ください。

保険医が配置医師でない場合の診療

- (1) 患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、以下の診療報酬を算定できる。
- (2) (1)に関わらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、施設の管理者の求めに応じて行った診療について、以下の診療報酬を同様に算定できる。

- ・初診料
- ・再診料(外来診療料を含む)
- ・往診料
- ・検査(医科点数表第2章第3部の検査に係る診療報酬)
- ・処置等(医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬)

ただし、入所者の求めによってではなく、医学的な健康管理のために定期的に特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等を訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師とみなされ、初診料、再診料(外来診療料を含む)及び往診料が算定できません。

個別的な入所者からの求めに対応するためのものなのかを確認の上、算定してください。

※本資料の記載事項は、厚生労働省通知文書の一部を抜粋して掲載したものです。詳しくは、「大阪府ホームページ」に掲載している、同省通知文書「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について等をご覧ください。

◆大阪府ホームページ

福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求について(施設・医療機関向け)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求

検索

【福祉施設における医療費の適正な保険請求】

- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和4年3月25日付け 保医発0325第3号)
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和4年3月25日付け 保医発0325第2号)
《「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成18年4月24日付け)
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の運用上の留意事項について》

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

1. 経済上の利益の提供による誘引の禁止

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費(健康保険)支給の対象外です。

2. 施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります

保険適用 施術種別	○ 使えます	× 使えません
柔道整復師の施術 (整骨院・接骨院など)	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、打撲および捻挫(肉ばなれ)を含む ※骨折および脱臼は、応急の場合を除き医師の同意書などが必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる肩こり、筋肉疲労 ・交通事故等による後遺症 ・仕事中に起きた事故による負傷など
はり師・きゅう師の施術 (鍼灸院など)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医師の同意書等を得た</u>、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として左記以外のもの ・保険医療機関で同一疾病を治療中の場合
あん摩マッサージ指圧師の施術 (マッサージ院など)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医師の同意書等を得た</u>、筋まひ・筋委縮・関節拘縮など、医療上のマッサージを必要とする症例 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として左記以外のもの ・疲労回復や慰安が目的のあん摩マッサージ

3. 施術のうち、往療には

健康保険の「対象となるもの」と「対象とならないもの」があります

柔道整復施術	<ul style="list-style-type: none"> ◇往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による<u>歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できない。</u> ◇同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合、<u>原則1人分のみ往療料を算定できるもので、別々には算定できない。</u>
はり、きゅう及びあん摩マッサージの施術	<ul style="list-style-type: none"> ◇あん摩マッサージについては、主治の医師から同意を得た往療であること。 ◇往療料は、<u>歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して施術を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できる。</u> ◇治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に<u>支給できるもので、単に患家の求めに応じて患家の求めによらず定期的・計画的に往療を行う場合は往療料を算定できない。</u> ◇同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合、<u>原則1人分のみ往療料を算定できるもので、別々には算定できない。</u>

障害福祉にかかる審査支払事務について

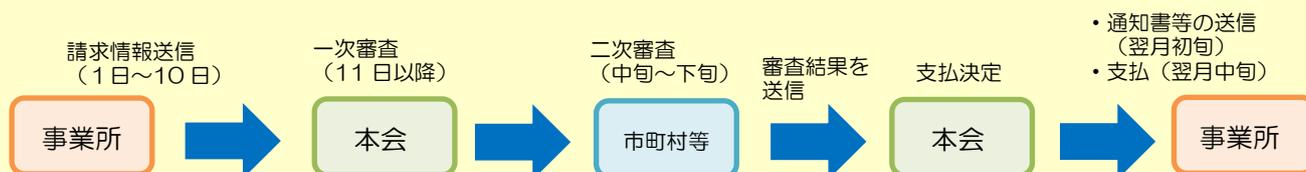
概要

障害者総合支援法及び児童福祉法では、市町村（または都道府県）は障害福祉サービス費等の審査及び支払に関する事務を、都道府県国民健康保険団体連合会に委託することができることになっており、市町村等からの委託により請求情報の受付から審査・支払に関する業務を本会が行っています。

事業所が作成した請求情報は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）が管理・運営する電子請求受付システムで受け付けられ、本会での一次審査後、市町村等にて行われる二次審査の結果に基づき、事業所へ請求月の翌月中旬に支払を行います。

また、国保中央会が管理・運営を行う事により、他府県の受給者についても本会で受付から支払までが可能です。

【請求～支払までの流れ】



エラーについて

事業所が提出した請求情報に各種台帳情報との不整合や、報酬算定ルールに則していないものがあると本会の一次審査にて「エラー」となり、「返戻」として処理されることになります。

下記は本会の一次審査にてエラーとして多く出力しているコードの一例です。

EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

警告について

警告とは、本会の一次審査では判断ができず、市町村等の二次審査で返戻か支払いかが判断されます。

【警告の種類】 ※：警告 ▲：警告（重度） ★：警告（エラー移行対象）

★：警告(エラー移行対象)について

令和5年10月サービス提供分（令和5年11月審査）以降は、本会の一次審査にてエラー（返戻）となる警告です。エラー（返戻）に移行するまでに、必ず請求内容のご確認をお願いします。

※ なお、令和5年6月審査から、★：警告（エラー移行対象）が出力されている事業所については、別途本会から電子請求受付システムにて通知を行っておりますので、必ずご確認をお願いします。

令和5年11月審査以降に返戻になる★：警告(エラー移行対象) 一例 ※下記は一例です。

PC54	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の有無」が「無し」のため、ベースアップ等支援加算は算定できません
EF82	★受付：1つの請求明細書内において、利用者負担上限額管理加算が複数のサービスで算定されています

本会ホームページには、上記以外の「★警告（エラー移行対象）一覧」、エラーや警告の対処方法についての「エラー対応マニュアル」等を掲載しています。

『大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 参考資料(サービスコード表等)』をご参照ください。



